

パブリックコメント手続きの実施

町民主体のまちづくりの推進

町では、「町民主体のまちづくり」を推進するため、パブリックコメント手続き制度を実施します。

この制度は、町の施策を決定する過程を公表していくことで透明性を高め、町民との情報の共有化を図り、町民の意見を的確に反映していくことを目的に実施します。

パブリックコメント制度とは？

町が、政策等を決定する過程において、あらかじめその案を広く町民等に公表し、これに対し提出された意見・情報を十分考慮して最終的な意思決定をするともに、提出された意見等の概要とこれに対する町の考え方を公表する制度をいいます。

どのようなものがパブリックコメントの対象となるの？

将来の町の施策、基本方針や進むべき方向、その他基本的な事項を定める計画及び条例、町民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例等が対象となります。

ただし、町税等の金銭賦課徴収に関する事項は対象外となります。

パブリックコメントの手続きの方法は？

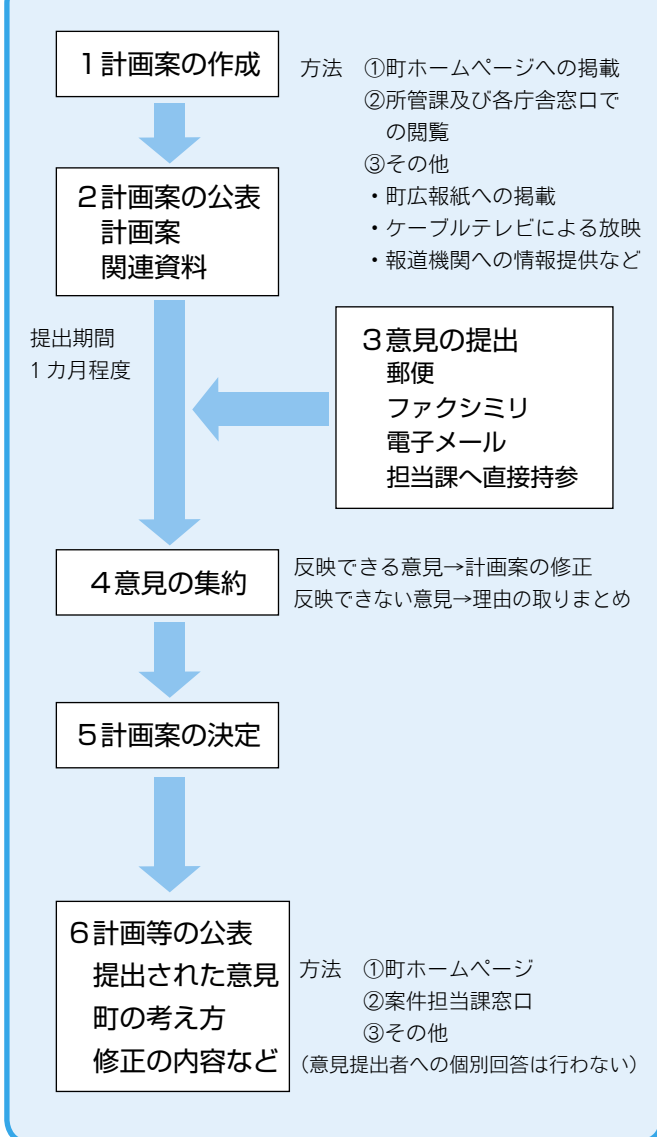
町から計画等の案がホームページ、窓口閲覧等により公表され、その後、約1カ月が意見等の提出期間となります。提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メールまたは直接窓口への書面による提出となります。

提出の際には、住所・氏名・連絡先等の必要事項を明記することとなります。誰でもパブリックコメントができるの？

パブリックコメントができる方は次のとおりです。

- 町内に住所を有する方
- 町内に事務所または事業所を有する個人及び法人、その他の団体
- 町内に存する事務所または事業所に勤務する方

パブリックコメント手続きの流れ



町内に存する学校に在学する方

- 町税の納税者
- 町が行う施策等に利害関係を有する方

どのような意見でも反映されるの？

理由が明確にされている賛成・反対の各意見について、それぞれ参考にします。ただし、住民投票制度ではないので、類似性のある意見は集約してひとつの意見として取り扱われるため、賛成・反対の多数決で施策が決定されるものではありません。

結果の公表の方法は？

パブリックコメントの結果については、その概要を取りまとめのうえ、町の施策決定の理由と併せて公表します。公表の方法はホームページへの掲載、窓口閲覧等により行います。

また、必要に応じて町広報紙への掲載、ケーブルテレビによる放映、報道機関への情報提供等を積極的に活用し、公表の周知に努めます。

パブリックコメント制度の導入によってどうなるの？

町の施策に対し、直接、町民の意見を反映することができ、住民参画の推進を図ることができそうです。

また、意思決定の理由や過程が公表されることにより、その施策に関する情報の共有化が図れ、町と町民が同じ目線で「協働のまちづくり」が行われるようになります。

したがって、多くの町民の皆さんの多様な意見があれば、より良い那珂川町の将来を決めることができるのです。

～住み慣れた地域で
安心して生活できるように～

地域包括支援センター

☎0287-96-2161



左から久保田、網野、小山田、益子

「那珂川おたっしゃ会」開催のご案内

地域包括支援センターでは、介護予防教室「那珂川おたっしゃ会」を開催します。今年度は町内全行政区で、老人クラブの協力のもと開催しますが、老人クラブに入会していない方も参加できます。

高齢者の方が生活しやすくなるよう、姿勢良く足腰などの筋力を鍛えます。無理せず楽しみながらの運動体験なので、お気軽にご参加ください。

番号	会場	開催日・時間	協力老人クラブ名
1	東部コミュニティー	6月18日(月) 10:00	新町永楽会
2	室町会館	6月18日(月) 13:30	室町万年青会
3	南町公民館	6月19日(火) 10:00	南町南寿会
4	田町コミュニティー	6月19日(火) 13:30	田町長寿会
5	さくら会館	6月22日(金) 13:30	片根百寿会
6	健武集会所	7月27日(金) 13:30	健武ゆりがね寿会
7	矢又公民館	6月25日(月) 13:30	矢又福寿会
8	和見集会所	7月5日(木) 13:30	和見和楽会
9	小口集会所	7月6日(金) 13:30	小口尚歯会
10	北向田公民館	7月11日(水) 13:30	北向田北寿会
11	久那瀬多目的集会所	7月12日(木) 13:30	久那瀬温久美会
12	松野多目的集会所	7月13日(金) 10:00	松野松寿会
13	富山多目的集会所	7月13日(金) 13:30	富山富久寿会
14	谷川小学校体育館	7月23日(月) 13:30	谷川楽友会、盛泉白寿会
15	大内加倉公民館	7月24日(火) 10:00	大内永楽会
16	緑の交流館	7月30日(月) 10:00	大那地永楽会
17	大山田下郷農村活性化施設	8月21日(火) 13:30	大山田下郷東峰会
18	大山田上郷生活改善センター	7月30日(月) 13:30	大山田上郷若竹会
19	小砂コミュニティー	7月31日(火) 10:00	小砂尚寿会
20	第1区公民館	7月31日(火) 13:30	第1区福寿会
21	上町公民館	8月3日(金) 10:00	第2区福寿会
22	栄町公民館	8月3日(金) 13:30	第3区福寿会
23	舟戸公民館	8月6日(月) 10:00	東部第1福寿会
24	旭町公民館	8月6日(月) 13:30	東部第2福寿会
25	谷田公民館	8月8日(水) 10:00	南部福寿会
26	白久公民館	8月8日(水) 13:30	
27	第8区生活センター	8月9日(木) 10:00	第8区福寿会
28	三輪多目的集会所	8月9日(木) 13:30	西部福寿会
29	下西の原公民館	8月10日(金) 13:30	中央福寿会
30	上薬利公民館	8月24日(金) 10:00	
31	下芳井公民館	8月29日(水) 10:00	第13区福寿会
32	浄法寺公民館	9月1日(土) 10:00	浄法寺福寿会

※都合のよい日、会場にご参加ください。

昨年4月、介護保険制度の改正により町には、地域包括支援センターが設置されました。今年4月からは、小川健康管理センターに移転し、高齢者の皆さんの介護、医療、福祉などの悩みを総合的に支える相談窓口として業務を行っています。

地域包括支援センターとは？
地域包括支援センターは、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して生活できるように、総合的な支援を行う地域の中核機関です。保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの専門職員がそれぞれとして支援します。

1 介護予防ケアマネジメント
介護保険の要介護認定で要

支援1・2と認定された方や要介護状態になる可能性が高い方に「介護予防サービス計画」の作成を行い、できる限り自立した生活を継続できるように支援します。

2 総合相談
高齢者やその家族の方から「介護に関する相談」はもちろん、「どこに相談してよいか分からない」といった悩みなどをご相談ください。必要な保健医療、福祉サービスなどの情報提供や連絡調整をします。

3 権利擁護
高齢者虐待への対応、悪質な訪問販売等による被害防止、成年後見人制度の活用などにより、高齢者の権利を擁護します。

4 包括的・継続的ケアマネジメント
介護支援専門員（ケアマネジャー）への指導や支援のほか、高齢者にとって暮らしやすい地域にするため、医療機関などの調整や関係機関のネットワークづくりを行います。